

第15回大田市農業委員会総会議事録

1、日時 平成31年3月25日(月) 13:30 開会
14:28 閉会

2、場所 大田市役所 2階第2会議室

3、出席委員 (17名)

1番 杉本勝徳	2番 古志泰博	3番 森脇公二郎
4番 竹下正也	5番 奥 雅守	6番 武田廣司
7番 福田佳代子	8番 戸嶋総一	9番 坂根 正
10番 田原洋司	11番 岩谷洋司	12番 戸島長四郎
13番 落合政顕	14番 大谷成志	15番 漆谷幸男
16番 三谷 薫	17番 山下 傳	

4、欠席委員 (0名)

5、提出議題

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地転用事業計画変更申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画による利用権等の設定について

6、その他

- (1) 平成31年度第1回ブロック会議(農業振興地域整備計画研修)の開催について
- (2) 事務連絡
 - ・平成31年度農業委員会事業計画について
 - ・活動記録簿の提出について
 - ・大田市農業委員会だより「ええひより」の発行について
- (3) 専門委員会について
 - ・地域農業研究委員会(4階会議室)
 - ・情報調査研究委員会(2階第2会議室)

7、出席職員 本会議に出席した職員は次のとおりである。

農業委員会事務局	事務局長	渡邊義雄
	事務局次長	長谷卓治
	係長	白石利伸
	主任	鉦久美
農林水産課	主任主事	三島貴子

議 事

- 局 長 定刻となりましたので、第15回大田市農業委員会総会の開会にあたり、会長のご挨拶をいただきます。
- 会 長 (会長あいさつ)
- 会 長 それではこれより、第15回総会を開会いたします。
会議規則第6条第1項の規定により、会長の私が議長を務めます。
- 議 長 定足数の確認をいたします。
本日、出席委員は17名でありますので、会議の方は成立しております。
続きまして、議事録署名委員を指名します。
議事録署名委員は、15番漆谷委員、16番三谷委員よろしくをお願いいたします。
続きまして、月間報告に入ります。渡邊事務局長より報告いたします。
- 局 長 それでは報告いたします。第14回総会から本日までの経過報告です。
2月25日(月)、第14回総会を市役所で開催しました。
2月27日(水)、女性農業委員・女性農地利用最適化推進委員研修会が松江市で開催され、福田委員、事務局から鈿主任が出席しました。
3月11日(月)、島根県農業会議常設審議委員会が松江市で開催され、田原会長が出席しました。
3月15日(金)、運営委員会を市役所で開催しました。
3月25日(月)、本日第15回総会を市役所で開催しております。
今後の予定です。
3月29日(金)、島根県農業会議臨時総会・会長研修会が松江市で開催され、田原会長が出席の予定です。
4月10日(水)、島根県農業会議常設審議委員会が松江市で開催され、田原会長が出席の予定です。
4月13日(土)、中央ブロック会議を川合まちづくりセンターで開催予定としております。
4月中旬に運営委員会を市役所で開催予定としております。

4月23日(火)、第16回総会を市役所で開催予定としております。以上です。

議長 それではこれより、議事に入ります。

報告第1号から議案第3号までは、農地法関連でございますので、会議規則第6条第1項の規定によりまして、議事の進行は、山下代理の方に進行をお願いいたします。

議長 はい。それでは農地法関連の議案の取りまとめをさせていただきます。(代理)

報告第1号農地法第18条第6項の規定による解約通知について、事務局の説明をお願いいたします。

次長 報告第1号農地法第18条第6項の規定による解約通知につきましては、12件でございます。

番号1番波根町でございます。

2275番1、2,188㎡は、平成27年1月6日から平成31年12月31日まで、農業経営基盤強化法促進法による賃貸借権が設定されておりました。

この度、耕作者変更のため、平成31年2月20日に合意解約されたものであります。

番号2番から番号9番までは、賃借人である有限会社○○○○の労力不足を理由とする解約でございます。先月代表が亡くなられ、併せて農作業を担当していた構成員の体調不良が重なり、今後の営農活動の見込みが立たなくなったとのことです。解約後の農地については、○○○○から久手土地改良区、地元農業者に相談が行われているとのことです。

番号2番久手町でございます。

波根西1308番1外2筆、合計2,189㎡は、平成29年3月7日から平成31年12月31日まで、農業経営基盤強化法促進法による賃貸借権が設定されておりました。平成31年2月27日に合意解約されたものであります。

番号3番久手町でございます。

波根西1420番2外2筆、合計4,965㎡は、平成29年3月7日から平成31年12月31日まで、農業経営基盤強化法促進法による賃貸借権が設定されておりました。平成31年2月27日に合意解約されたものであります。

番号4番久手町でございます。

波根西1535番1、1,165㎡は、平成29年3月7日から平成

31年12月31日まで、農業経営基盤強化法促進法による賃貸借権が設定されておりました。平成31年2月27日に合意解約されたものであります。

番号5番久手町でございます。

波根西3162番、2,045㎡は、平成29年3月7日から平成31年12月31日まで、農業経営基盤強化法促進法による賃貸借権が設定されておりました。平成31年2月27日に合意解約されたものであります。

番号6番久手町でございます。

波根西3163番外2筆、合計1,720㎡は、平成29年3月7日から平成31年12月31日まで、農業経営基盤強化法促進法による賃貸借権が設定されておりました。平成31年2月27日に合意解約されたものであります。

番号7番久手町でございます。

刺鹿651番、2,013㎡は、平成29年3月7日から平成31年12月31日まで、農業経営基盤強化法促進法による賃貸借権が設定されておりました。平成31年2月27日に合意解約されたものであります。

番号8番久手町でございます。

刺鹿2118番1、967㎡は、平成29年3月7日から平成31年12月31日まで、農業経営基盤強化法促進法による賃貸借権が設定されておりました。平成31年2月27日に合意解約されたものであります。

番号9番久手町でございます。

刺鹿2168番1、1,198㎡は、平成29年3月7日から平成31年12月31日まで、農業経営基盤強化法促進法による賃貸借権が設定されておりました。平成31年2月27日に合意解約されたものであります。

〇〇〇〇の関係は以上でございます。

番号10番静間町でございます。

353番1、3,445㎡は、平成28年4月6日から平成33年3月31日まで、農業経営基盤強化法促進法による賃貸借権が設定されておりました。

この度、耕作者変更のため、平成31年2月18日に合意解約されたものであります。

番号11番五十猛町でございます。

1092番、750㎡は、昭和59年12月8日から昭和62年12月7日まで、農地法による賃貸借権が設定されておりました。

農地法の賃貸借権は契約期間の満了後も継続されており、この度、耕作不能となったため、平成31年2月26日に合意解約されたものであります。

番号12番温泉津町でございます。

上村400番、401番、合計4,505㎡は、平成29年2月7日から平成38年12月31日まで、農業経営基盤強化法促進法による賃貸借権が設定されておりました。

この度、耕作者変更のため、平成31年3月6日に合意解約されたものであります。

以上でございます。

議長 (代理) はい。報告案件ではありますが、解約された後の農地の利用がどうなっているか、担当委員さんの方で、解約後の農地利用について情報がございましたら発表してください。

特に久手町の〇〇〇〇については、利用権設定については、これに提出された案件と思われませんが、その他所有しておられる農地等の今後の利用等の状況についての情報がもしあれば許す範囲で情報提供していただければと思いますので整理番号順に担当委員さんの情報提供をお願いします。

11番 番号1番波根町の件でございますが、後ほど中間管理権のところに出てまいりますけど、〇〇〇〇〇〇が作るようになっております。以上です。

10番 久手町の関係でございます。有限会社〇〇〇〇の先代の社長が亡くなり、後継者である方が体調不良により続けていくことが不可能ということで、今回利用権が結んである案件が出ておりますけども、これ以外に所有権のあるもの、利用権が既に切れたものがございますして、約15ヘクタールが今後どうするかということになりまして、先月の終わり頃から、中間管理機構有馬相談員、JA東支店長、農業委員の私と中祖推進委員、渡邊推進委員、地域の担い手の方数人と色々協議をいたしました。何とかできるところをカバーしていくことで、それぞれ地域の担い手が3ヘクタール程度を受け持つような形で、何とか遊休農地にならないように現在話を進めております。

ただ、全ての農地100%はカバーはできる状況ではなく、いわゆる小さな畑等はなかなか引き受けが難しい状況で、基本的に水田になっているところは、何とかカバーができるような状況のようです。

基本的に中間管理機構を通して、要は〇〇〇〇が白紙委任するという形で中間管理機構を交えて分配というような形で近いうちに、今回それぞれ解約をされた方と、あるいは田原興産との中間管理機構との案件が今後出てくると思います。

ただ、非常に広大な面積でしたので、ちょっとどうなるかなと心配はしていましたが、何とかそういう形で落ち着いたということで報告させていただきます。

議長 5ページ目の10番、静間の件ですが、お願いします。
(代理)

16番 借受人の〇〇さんは、以前からではございますが、体調を崩されて会話ができない、足腰も衰えてきているため、経営規模を縮小したいということでございまして、ほなみさんが耕作されるようになっているようです。異議はございません。

11番の案件でございまして、本件は貸借期間過ぎておりまして、現地は完全に山林化しており、全く手が付けられるような状態ではございません。やむなしと判断いたします。

異議はございません。

議長 温泉津お願いします。
(代理)

12番 柿畑を作っておられたのですが、新しい人が上手くできるかどうかわからないけれど、やってみよう。その人、柿は本職でございまして、大丈夫だろうということです。

議長 残念ながら、11番については、原野化していて、耕作そのものが困難であるということで、解約後の農地利用については、断念せざるを得ないということですが、その他は遊休化せずに農地利用がなされるようです。

特に、2番からの久手町の〇〇〇〇の件については、結構面積が大きい法人さんの解約でございまして、農業委員会として適切な誘導をお願いしたいと思います。報告案件でございまして、特に意見等無ければ次に進みます。

続きまして、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

次 長 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、2件でございます。

書類審査上は、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしており、問題はないと判断いたしますが、担当農業委員さんの「地域との調和要件」などの調査報告を踏まえ、ご審議をお願いしたいと思います。

番号1番朝山町でございます。

申請地朝倉〇〇〇〇番〇、19㎡は、「朝山まちづくりセンター」の北東約1.4km、市道「山谷港線」の南西側、譲受人宅の南側に隣接しております。

譲渡人は、県外に居住しており維持管理に苦慮、この度実家の近所に居住し農業経営を行っている譲受人へ譲渡するものであります。

譲受人は、自宅に隣接する当該農地を譲り受け、農業経営の拡大を行うものであります。

番号2番久手町でございます。

申請地刺鹿〇〇〇番〇外1筆、176㎡は、JR「山陰本線」「西川踏切」の南約430m、県道「池田久手停車場線」「久手跨線橋」東詰めから市道「市庭線」を南へ約230m進んだ市道の西側に隣接しております。

譲渡人は、労力不足のため維持管理に苦慮、この度当該地域で農業経営を行っている譲受人へ譲渡するものであります。

譲受人は、経営農地に程近く、また、自身が代表となっている農業法人の牛舎にも隣接する当該農地を譲り受け、農業経営の拡大を行うものであります。

以上でございます。

議 長 はい。では、担当委員さんの方から、地域との調和要件を（代理）踏まえて、現地調査の結果報告をお願いします。

11番 場所は、譲受人さんの家の前です。荒れてもらっては困るということで、今回申請をされておられます。山際に面したところではありますが、きちんと管理され、地域の皆さんに影響はないと考えます。異議はございません。

10番 先日刺鹿地区担当の渡邊推進委員と現地を確認に行きました。現地の畑には、まだ野菜、大根等が植わっておりまして、ちょうど行ったときに、譲受人の〇〇さんいらっしゃいまし

たので、色々とお話をさせていただきました。

譲渡人の岩谷さんは、お父さんか亡くなられて、この農地自分では管理できないということで、お話があったそうです。

〇〇さん、この農地に隣接しております所に農援隊清滝牧場で牛を飼っておられまして、それに隣接しているということで、今後管理をしていくということです。

地域との調和要件の項目にも該当しないということで、異議はございません。

議 長 担当委員さんの現地調査の結果報告は異議なしということ
(代理) ですが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。
(異議なしの声多数)

議 長 異議がないようですので、当委員会としては承認すること
(代理) とし、おって許可書を交付することといたします。

続きまして、議案第2号農地転用事業計画変更申請について事務局の説明をお願いします。

次 長 議案第2号農地転用事業計画変更申請につきましては、2
件でございます。

番号1番大田町でございます。

申請地吉永〇〇〇〇番〇、315㎡は、主要地方道「大田桜江線」大坪バス停留所の北西約150m、市道「下河原稲用線」の北側に隣接しております。農業振興地域農用地区域内農地でありましたが、当初計画の転用申請にあたり、平成28年12月28日付で、農用地区域からの除外が承認されております。

農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地となります。

申請地は、当初、平成29年1月4日付けで、リサイクル分別解体作業場を転用目的とした農地法第5条の許可を受けております。

この度の変更につきましては、転用目的と建築物の建築面積の変更であります。申請者は、転用許可後、申請地を造成したものの、転用目的であり、自身の事業目的としていたリサイクル解体業が認可を必要とするものでありましたが、その取得が困難となり、断念せざるを得なくなったため、転用目的を資材保管倉庫に変更するものであります。

申請地は当初、市道から申請地への進入路として、個人所

有の公衆用道路を使用することで了解を得ておりましたが、その後使用を断られたとのことであります。市道から申請地への進入経路は他になく、間に水路があることから、橋を架けることとなり、この費用がかかり、資金調達を見直したものの、資金不足となったため、建物の床面積を縮小せざるを得なくなったものであります。建築面積が減となった部分は屋外作業場として利用する計画であります。

番号2番川合町でございます。

申請地川合〇〇〇〇番〇、303㎡は、国道「375号」「南ノ上バス停流所」の北約140～160m、国道の東側に隣接しております。

第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地となります。

本申請地は、当初計画者が、平成4年11月27日付けで、専用個人住宅敷地への転用目的で農地法第5条の許可を受けております。

転用許可後、申請地を取得し、土地造成を行ったものの病気を患い長期の闘病生活の末亡くなったため、住宅建築に至らず計画がとん挫、以後残された家族もこの地で住宅建築し生活する見込みもなく手放されることとなったものであります。

承継者は、現在妻とアパート住まいであり、今後の新生活を送るため、この度職場に程近い当該申請地を譲り受け、住宅を新築するものであります。

なお、当初計画者から承継者への所有権移転についての許可が必要となりますので、本申請と併せて、承継者による5条申請が提出されております。後程、議案第3号の番号1番で、ご審議をいただくこととなります。

以上でございます。

議長 (代理) それでは、担当委員さんの現地調査の結果の報告をお願いします。

17番 整理番号1番については、私の担当地区であります。

事業計画の変更理由については、先程事務局から説明のあったとおりです。先般現地を確認しましたが、外構工事は済んでおりましたし、橋梁、用水路の上に橋を架けるということになっておるんですが、これは既に施工済みでした。それ

と、場内の碎石等も終わっておりますし、丈量もしてありましたので、変更後の計画は計画通り遂行されるものと判断いたしました。変更はやむを得ないものと思っております。

続きまして整理番号2番ですが、後程5条関係が出てまいりますので、変更計画内容についての是非について担当委員さんのご意見を聞きたいと思っております。

3 番 ○さんに電話をいたしまして内容をお聞きいたしました。場所は375号線の横あたりでございます。周りはほとんど家も建っております、埋め立てて道路平でございます。周りの田んぼの要件とか、住宅の要件を考えますと妥当だと判断いたしました。以上でございます。問題ないと思っております。

議長 整理番号2番については、5条関係も出ますので、計画変更の内容で是非を聞きたいと思っております。とりあえず整理番号1番について、他の委員さんからのご意見、質問をお願いします。

(異議なしの声多数)

議長 異議がないようですので、当委員会としては了承することとし、おって承認書を交付したいと思っております。

整理番号2番については、事業計画の変更についての意見があればお願いします。

ただ、同じところで住宅地を建てる予定の名義変更というか、そのような内容となっておりますので、特に周辺への影響は従来通りですので、問題はないと思っておりますが、委員の皆さんそれでよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

異議がないようですので、当委員会としては承認することとし、おって承認書を交付することといたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

次 長 議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、1件でございます。

番号1番久利町でございます。

本案件は、先程の議案第2号番号2番の事業計画変更申請と併せて申請されたものであります。

経過・詳細につきましては、先程、説明したとおりでございます。

農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地となります。

なお、申請に併せ南井出組合の「同意書」が添付されております。

今回申請のありました案件につきましては、農地法第5条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。

以上でございます。

議長 (代理) それでは、担当委員さんの現地調査の結果の報告をお願い
3番

○さんに電話をして、いつ頃から建築されますかとお聞きしましたところ、今年の4月から建築に入りたいということでした。○さんの住所がわからなかったのですが、偶然当該地で工事をしている方がおられまして、たまたまその人が○さんの家を建てるということでした。浄化槽で水を流すことも了解されている地区ということですので、異議はございません。

議長 (代理) それでは、担当委員さんの現地調査の結果では、問題なし
というのですが、他の委員さんから質問、ご意見はありますか。

(異議なしの声多数)

異議がないようですので、当委員会としては承認することとし、許可書を交付することといたします。

以上で農地法関連の議案の審議を終わります。

議長 (会長) 引き続き、議案第4号農用地利用集積計画による利用権の
主任主事

本日審議いただきます農用地利用集積計画案に基づく利用権設定、転貸、中間管理権についてご説明します。

始めに、平成31年4月5日公告予定の農用地利用集積計画案、利用権設定、緑色の表紙を捲っていただき1ページ目の集計表に基づきましてご説明します。

大田町、田3,388㎡、筆数3、設定する者3名、設定を受ける者2名。

川合町、田17,150㎡、畑2,036㎡、筆数16、設定する者11名、設定を受ける者6名。

三瓶町池田、田7,652㎡、畑403㎡、筆数9、設定する者4名、設定を受ける者2名。

三瓶町志学、田17,359㎡、筆数7、設定する者5名、設定を受ける者3名。

山口町、田16,069㎡、筆数9、設定する者2名、設定を受ける者2名。

富山町、田6,164㎡、筆数7、設定する者2名、設定を受ける者2名。

波根町、田1,499㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。

久手町、田6,692㎡、筆数4、設定する者3名、設定を受ける者3名。

鳥井町、田3,773㎡、筆数2、設定する者1名、設定を受ける者1名。

長久町、田2,894㎡、筆数2、設定する者1名、設定を受ける者1名。

静間町、田5,797㎡、筆数4、設定する者2名、設定を受ける者1名。

五十猛町、田5,663㎡、筆数3、設定する者3名、設定を受ける者3名。

久利町、田7,480㎡、畑1,210㎡、筆数6、設定する者4名、設定を受ける者4名。

水上町、田1,300㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。

温泉津町、田31,194㎡、畑1,742㎡、筆数22、設定する者9名、設定を受ける者5名。

仁摩町、田9,320㎡、筆数10、設定する者4名、設定を受ける者3名。

合計、田143,394㎡、畑5,391㎡、筆数106、設定する者56名、設定を受ける者40名。

続きまして、農用地利用集積計画案、利用権設定転貸、桃色の表紙を捲っていただき1ページ目の集計表に基づきましてご説明します。

鳥井町、田5,477㎡、筆数3、設定する者1名、設定を受ける者1名。

続きまして、農地中間管理権、黄色の表紙を捲っていただき1ページ目の集計表に基づきご説明します。

富山町、田548㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者

1名。

波根町、田171,193㎡、畑588㎡、筆数132、設定する者49名、設定を受ける者1名。

温泉津町、田34,561㎡、筆数21、設定する者11名、設定を受ける者1名。

合計田206,302㎡、畑588㎡、筆数154、設定する者61、設定を受ける者はしまね農業振興公社1名です。

以上ご審議の程よろしくお願します。

議長 (会長) 只今説明がありました、本日の案件で委員さんに関するものがあります。そちらの方から先に審議させていただきます。奥委員は退出をお願いいたします。
(5番委員退室)

議長

(会長) 仁摩町の5番、担当委員さんの調査結果の報告をお願いします。

12番 再設定ですので異議はございません。

議長 (会長) 担当委員さんの方から、調査結果の報告は異議なしということですか。皆さん方からご意見、ご質問ございますか。
(異議なしの声多数)

議長 (会長) 異議なしということで承認とさせていただきます。
(5番委員入室)

奥委員にご報告いたします。仁摩町の案件5番について、異議なしということで承認されました。

それでは、最初の大田町の方から順次調査結果の報告をお願いしたいと思います。

17番 山本推進委員とも情報交換しましたが、再設定でございますので、特に問題ないと思います。異議はございません。

議長 (会長) 続いて川合町お願いします。

3番 吉永の土江推進委員さんと相談いたしまして見てもらいました。1、2、7、8、9、14、15番について岩谷成樹さんということで、確認をしていただきました。従来通りで再設定でございますので、問題ないとの報告を受けました。

〇〇〇〇さん3、4、5、6番につきましては、今まで正式に手続きをやっていなかったということで、今回正式に手続きが出てきたということです。〇〇さんと〇〇さんについて

ても再設定でございます。それと〇〇さんが借りてやられているものも問題ないと思います。異議はございません。

議長 続いて三瓶町池田お願いします。

(会長)

14番 整理番号1番と6番は個人でそれぞれ借りられて水稻をしておられるそうです。再設定でございますし、異議はございません。2、3、4、5番は営農組合で引き続き耕作されるそうです。再設定でございますし異議はございません。7、8、9番ですが、やはり営農組合で圃場整備に向けた格好で借りられるそうです。新設定でございますが異議はございません。

議長 続いて三瓶町志学お願いします。

(会長)

15番 先日推進委員の藤井さんと両方の家を伺いまして、意見を聞いたりし、次の人をお願いすることはかなり難儀したんですが、引き受けていただいたということです。番号2、3、6については再設定であり問題はありませんでしたが、新設定については、親戚の方に引き受けていただくようになったということです。異議はございません。

議長 続いて山口町お願いします。

(会長)

2番 〇〇さん、〇〇さん2名の設定を受ける者ですが、再設定であり異議はございません。

議長 続いて富山町お願いします。

(会長)

4番 1番は去年からやられておりまして、再設定ですので異議はございません。

2から7番も再設定ですので異議はございません。

議長 続いて波根町お願いします。

(会長)

11番 今までも問題ございませんでした。再設定です。異議はございません。

議長 続いて久手町私の担当地区でございます。

(10番)

刺鹿地区、波根西地区それぞれの推進委員さんと確認しましたけども、再設定でもございますし、それぞれ推進委員さんのところと杉谷さん、周りで近くで精力的にやられておら

れますので、異議はございません。

議 長 続いて鳥井町お願いします。
(会長)

1 6 番 鳥井町の農地水環境保全会という多面的の組織だと思うのですが、森脇推進委員さんが主導されて今までコスモスを作っていたということですが、このほ場は非常に湿気が多くて、コスモスの栽培には不適だということで、水稻に戻す判断をして森脇さんがされ、福間さんに委託されるようになったようです。異議はございません。

議 長 続いて長久町お願いします。
(会長)

9 番 ○○さん問題なく管理されておられ、再設定ですので異議はございません。

議 長 続いて静間町と五十猛町お願いします。
(会長)

1 6 番 静間の4件とも現在耕作放棄されているところでして、近くで耕作されておられる○○さんが耕作をされることになったようです。異議はございません。

五十猛町の1番と3番は再設定でして、橘さん熊谷さんきちっと耕作されておられまして問題ございません。

2番については新設定となっておりますが、去年までは延里の○○さんが、利用権設定して引き受けておられた圃場で、現在牧草を作っておられます。○○さんは○○○○○○の代表者でございまして、今回は法人名で引き受けるということのようです。契約上は新設定となっておりますが、事実上の再設定でございます。異議はございません。

議 長 続いて久利町お願いします。
(会長)

1 番 1番から6番まで木田推進委員と確認したところですが、設定を受ける3名の方、非常に農業に熱心な方でもあり、また、再設定でもあり異議はございません。

議 長 続いて水上町お願いします。
(会長)

8 番 再設定なんですけれども、2反4、5畝位あるんですが、とりあえず今回の分だけ作っていこうと、今後はおいおいと遊休農地をなくすよう努力していこうということでございま

したので、田中推進委員とも話をしましたけども、ぜひ頑張ってもらおうということで異議はございません。

議長 続いて温泉津町井田お願いします。

(会長)

13番 1番と2番ハウス栽培して頑張っておられます。異議はございません。また19番から22番についても高齢ですが、頑張りますということですので異議はございません。

議長 続いて温泉津町上村と西田お願いします。

(会長)

12番 上村について頑張られるそうですので異議はございません。西田も問題なく異議はございません。

議長 続いて仁摩町お願いします。

(会長)

5番 1番から4番、6番から10番再設定ですので異議はございません。

議長 担当地区の委員さん異議なしということですが、何か皆さんの方から、ご意見ご質問ございますか。

(会長)

(異議なしの声多数)

異議なしということで、承認とさせていただきます。

続いて桃色の表紙、転貸に移ります。

こちらの方も担当地区の委員さんの調査結果の報告をお願いします。

鳥井町お願いします。

16番 3件とも同じ人の耕作でして、耕作者の〇〇さんは高齢により、耕作を止めたいということでした、当初は石見銀山区本部が事業をするということで利用権設定されたようです。

ただ、その方がもう一年勤務が伸び、できなくなったため、JAさんの方が引受人を探され、近くの〇〇〇〇さんに1年契約で転貸されることになったようです。異議はございません。

議長 担当地区の委員さん異議なしということですが、何か皆さんの方から、ご意見ご質問ございますか。

(会長)

(異議なしの声多数)

異議なしということで、転貸の方も承認とさせていただきます。

最後に黄色の表紙、中間管理権に移ります。

こちらの方も担当地区の委員さんの調査結果の報告をお願いします。

富山町をお願いします。

4 番 ○○○○○○が再度これからも作りますので異議はございません。

議 長 続いて波根町をお願いします。

(会長)

1 1 番 ○○○○○○が改めて中間管理機構にお願いするということです。異議はございません。

議 長 続いて温泉津町井田、福田をお願いします。

(会長)

1 3 番 貴重な新規就農やっておられる方でして異議はございません。

議 長 担当地区の委員さん異議なしということですが、何か皆さんの方から、ご意見ご質問ございますか。

(異議なしの声多数)

1 3 番 ちょっと確認したいんですが、利用権、転貸、機構の交通整理はどうなっているのですかね。

議 長 中間管理機構に集中的にするとか、基本的には地権者当たりの考え方であるのではないかと思うのですが。

1 3 番 利用権、転貸、機構の交通整理について、1 回勉強する必要があると思うんですが。

議 長 今日は特に転貸も出てきたんですけど、三谷委員から報告があったように個々の事情があったということだと思います。

通常は利用権と中間管理権の2通りが主なんですが、事務局としては提出されたものを受付している訳で。

1 3 番 それが悪いという意味ではないんだけど、基本的な方向性として中間管理機構で集積をするということ等我々ももう一回勉強しないとイケないんじゃないかなと思いました。意見です。

議 長 確かに色々なやり方があるので、どれが良くてどれが悪いということではないんですが、そのあたり改めて勉強することを検討したいと思います。

ほかに何かありますか。

1 7 番 転貸なんですけど、円滑化団体の事業と関係ないんですか。
主任主事 その中でやっています。円滑化事業です。

17番 それはもう少ししたら制度はなくなるのではないですか。
主任主事 なくなります。今年、中間管理機構の方に円滑化団体が移行するようになります。よって新規は受けられなくなります。
ただし、今までの契約で期間が残っているものについては、経過措置として整理するようになります。

17番 中間管理権が出来たことにより、円滑化事業と仕事の内容が重なることになったので、中間管理権に事業吸収されるということですね。

8番 ただ、中間管理権で全てはできない。条件にあった農地しか取り扱ってもらえない。

主任主事 例えば、農業振興地域内でないと中間管理機構は預からないので。

8番 中間管理機構は、面積で引っかかる。ちゃんとした面積でないと。測量がきちんとしてあればいいんだが。

17番 圃場整備だとか経営移譲だとかメリットのあるものはそっちの方に持って行って、特に現状のままの農地を貸しますよというのは利用権設定ですのかなと思います。

農業委員会として、どういう場合にどういう方向性を示すのかというところをもう一度確認する必要があるのではないかという意味で落合委員はおっしゃっているのだと思いますけど。みんなで意識統一をしておこうということだと思います。

議長 まあ、それについては、改めて検討するということがいか(会長)がでしょうか。今の件について、そういうことでよろしければ、これで終了いたしますがよろしいでしょうか。

(委員了承)

それでは、以上で議案の方はすべて終了いたします。

(閉会宣告)

上記を記録し、議事に相違ないことを認め、ここに署名します。

平成31年3月25日

会 長

(議事録署名委員)

15 番

16 番
